

グループ化した法人経営可能に 衆院厚労委 医療法改正案を可決(2015年8月7日 シルバー新報)

地域の複数の医療法人などが参加して、各法人の病院や介護施設を一体的に経営できるようにする「地域医療連携推進法人」の創設を柱とする医療法改正案は5日の衆議院厚生労働委員会で、自民・公明両党の賛成多数で可決された。7月29日に趣旨説明が行われ、実質的な審議は1日のみというスピード可決だ。

地域医療連携推進法人は、地域医療構想の構想区域を考慮した地域で、医療法人などの非営利法人が参加して設立する一般社団法人。成長戦略で求められていた「非営利ホールディングカンパニー型法人制度の創設」を実現しようという内容だ。

都道府県が都道府県医療審議会の意見を聞いた上で認可する。介護事業を行う非営利法人も参加できる。ただし、参加法人は予算や事業計画を決める場合に、連携推進法人の意見を求めなければならない。

病床再編にあたって病院間で病床や人材を融通したり、医薬品の共同購入や、基金造成による資金貸付が行えるとしているが、規制も多く、法人の創設が進むか疑問視する声は強い。

民主党の中島克仁議員は「法人創設のメリットは机上の空論。今でもやろうと思えばできる。どのくらいの法人の参加を見込んでいるのか」と指摘。同様のメリットを問う質問に、政府側は「連携が進みやすくなる」「過疎地などでは一体的な運営で経営効率化のメリットがある」と答弁した。

医療法人についても見直す。一定以上の法人に対し、経営の透明化やガバナンス強化のために、財務諸表を作成して、公認会計士などによる外部監査を義務付ける。法人役員と関係がある事業者との取引について、都道府県に報告する。